

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| | |
|------------|--|
| 担 当 課 | 市民協働部 歴史遺産課 |
| 委託業務番号 | 令和4年度 長歴第2号 |
| 委託業務名称 | 史跡下坂氏館跡運営業務委託 |
| 委託業務場所 | 長浜市下坂中町178番地 |
| 業務の概要 | 文化財保護法第109条に基づき、国の史跡として指定を受けた北近江城館跡群のうち、長浜市が所有する下坂氏館跡を適切に管理し、一般公開を行うことで、貴重な歴史遺産を後世に伝える。 |
| 履行期間 | 契約締結日から 令和5年3月31日 まで |
| 契約年月日 | 令和4年4月1日 |
| 契約額(税込) | 1,843,200円 |
| 契約の相手方 | [所在地又は住所] 長浜市下坂中町171番地 [商号又は名称] 下坂氏館跡を守る会 会長 梅本 修 |
| 契約相手方の選定理由 | 国指定史跡の公開・運営という当該事業の性質・目的上、競争入札には適さないため、史跡下坂氏館跡を一般公開し、現地管理と保存を行うことを目的に結成された「下坂氏館跡を守る会」に業務を委託するもの。 他の団体では、きめ細やかな対応が見込めず、競争入札に適さない。 |
| 根拠規定 | <p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p> |